浄化槽

浄化槽は、微生物の働きによって家庭からの汚れた水をきれいにします。
適正に浄化槽が管理されていないと微生物の働きが阻害され浄化機能が落ち川や海の汚濁の原因となります。

浄化槽の維持管理について
正しい知識で、さわやかな環境を。

重要な4つの管理

1. 保守点検
2. 清掃
3. 法定検査
4. 正しい使用

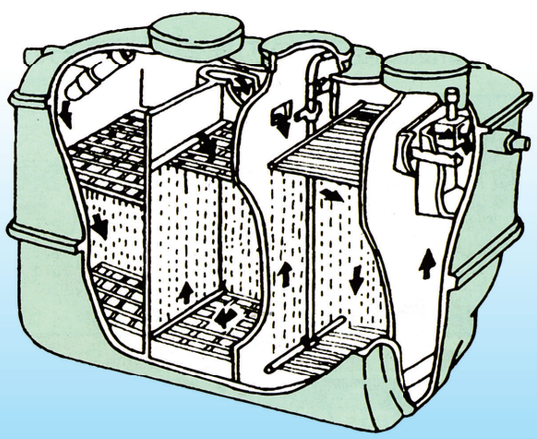

三重県

1 保守点検

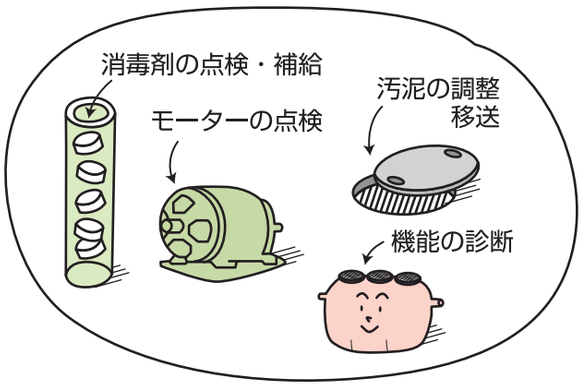

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整をする作業です。浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検が必要です。

知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施してください。

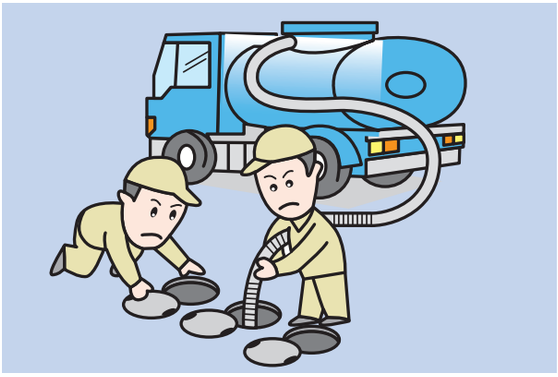

2 清 掃

浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引出及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。毎年１回(全ばっき方式の浄化槽ではおおむね６ヶ月に1回以上)清掃が必要です。

市町長の許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼して実施してください。

3 指定検査機関による法定検査

浄化槽の定期健康診断ともいわれ、浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否か確認するため、知事が指定した検査機関が行う検査です。

浄化槽設置後、2つの検査を受けることが必要です。

- **浄化槽法第7条検査**
  新たに設置した時は、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に実施してください。
- **浄化槽法第１１条検査**
  毎年１回実施してください。

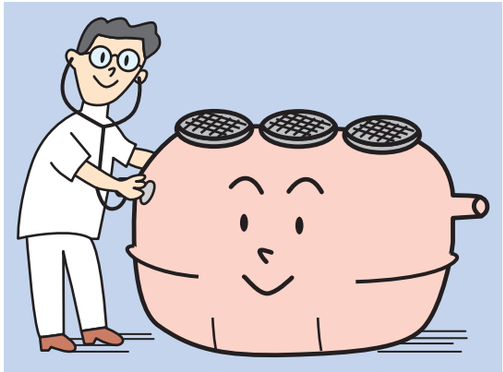

●指定検査機関　一般財団法人三重県水質検査センター　TEL059-213-0707
〒514-0004 津市栄町３丁目１１９番地　http://www.mieken-suisitukensasenter.jp

この頁のイラストは浄化槽の日実行委員会資料「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」より引用

4 浄化槽の正しい使い方

●日頃の点検が大切です。

水はきちんと流してください。

使用水量が少ないと途中でつまったり浄化槽の働きが悪くなります。使用の都度、きめられた量を流しましょう。

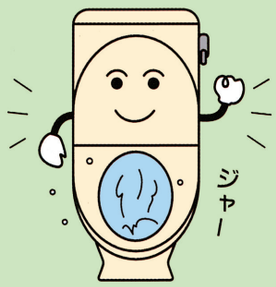

放流水は必ず消毒を!!

浄化槽の放流水には消毒が必要です。
消毒剤は定期的に補充しましょう。
（保守点検業者にお問合せください。）

薬品類は使わないでください。

便器の掃除のさい劇薬や洗浄剤、洗剤等を使いますと、浄化槽内の大切な微生物が死んで、処理ができなくなります。

専用のトイレットペーパーをお使いください。

タバコの吸いがら、生理用品（雑物、ゴム製品）は絶対に入れないでください。

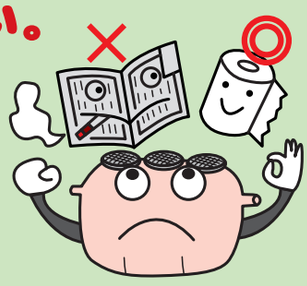

マンホールの上に物を置かないで !!

点検、清掃や検査のときに不便です。

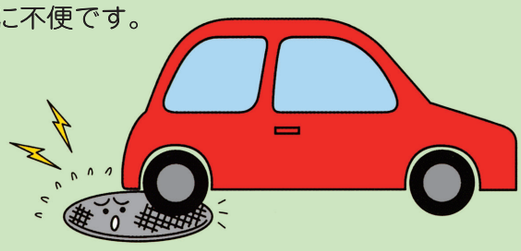

電源は絶対に切らないでください。

ばっ気型浄化槽で電源を切ると微生物が死んで処理ができなくなります。

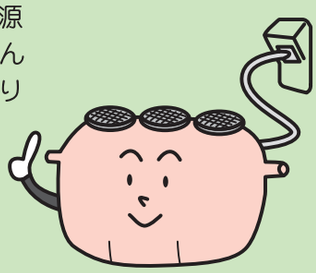

◆浄化槽の相談は最寄りの県担当窓口まで！

事務所名		所在地		電話番号
桑名地域防災総合事務所	環境室　環境課	511-8567	桑名市中央町5−71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所	環境室　環境保全課	510-8511	四日市市新正4−21−5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所	環境室　環境課	513-0809	鈴鹿市西条5−117	059-382-8675
津地域防災総合事務所	環境室　環境課	514-8567	津市桜橋3−446−34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所	環境室　環境課	515-0011	松阪市高町138	0598-50-0530
伊賀地域防災総合事務所	環境室　環境課	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8078
南勢志摩地域活性化局	環境室　環境課	516-8566	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5405
紀北地域活性化局	環境室　環境課	519-3695	尾鷲市坂場西町1−1	0597-23-3469
紀南地域活性化局	環境室　環境課	519-4393	熊野市井戸町371	0597-89-6937

浄化槽法について

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにするため、浄化槽設置後の維持管理が非常に大切です。

このため浄化槽法では、浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理を図り生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、浄化槽の設置・廃止、清掃、保守点検、法定検査など、浄化槽に関するルールが定められています。

●浄化槽管理者の義務について

浄化槽法第10条では浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検・清掃を行うことを定めております。保守点検の回数は下表の期間ごとに1回以上と、清掃の回数は毎年1回（全ばっき方式の浄化槽ではおおむね6ヶ月に1回以上）と定められています。

（1）単独処理浄化槽の保守点検回数

処理方法	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1.処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2.処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3.処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	1.処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2.処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3.処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月

（2）合併処理浄化槽の保守点検回数

処理方法	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1.処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2.処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1.砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2.スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2週
	3.1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月

〈注〉1.スクリーン付着物の除去、および消毒剤の補充については表の期間にかかわらず必要に応じて行ってください。

●浄化槽の法定検査について

浄化槽の機能が正常に維持され定められた放流水質を保つためには、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等が適切に実施されていることが非常に大切です。このため、浄化槽法では、これらの状況を知事が指定した検査機関が検査するよう定められています。

この検査には、使用開始の際受ける「設置後の水質に関する検査（7条検査）」と、その後毎年受ける「定期検査（11条検査）」があります。

（7条検査）

浄化槽の設置状況等から浄化槽が所期の処理性能を有しているかを判断するため、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受ける水質検査です。

（11条検査）

保守点検、清掃等が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているかを判断するため、毎年1回定期的に受ける水質検査です。

●保守点検・清掃についての県の監督規定について

知事は、浄化槽の保守点検・清掃の技術上の基準にしたがって保守点検・清掃が行われていない場合は、保守点検・清掃について改善措置を命じ、または期間を定めて浄化槽の使用停止を命じることができ、その命令に違反した場合の罰則規定が定められています。

●浄化槽設置後の水質検査、浄化槽の定期検査についての県の監督規定について

浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、知事は、法定検査を受けることを確保するために指導・助言をすることができ、かつ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは勧告・命令をすることができ、その命令に違反した場合の罰則規定が定められています。

●浄化槽の使用開始報告について

浄化槽の使用を開始した日から30日以内に知事に使用開始報告書を提出することが定められています。

●浄化槽使用廃止の届出について

浄化槽の設置状況を確実に把握するため、浄化槽を廃止した場合、浄化槽を廃止した日から30日以内に知事に届け出ることが定められています。

みなさん一人一人の力で
三重県のきれいな川や海を守りましょう

この頁のイラストは浄化槽の日実行委員会資料「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」より引用